

水産基本計画（平成19年 3 月20日閣議決定）

＜水産基本計画の概要＞

情勢の変化

○水産物の重要性和消費流通構造の変化

- ・水産物は栄養バランスの優れた重要な食料
- ・食の外部依存の進展、スーパーマーケットの販売シェアの上昇

○国際化の進展と水産物の世界的需要の高まり

- ・WTO、EPA交渉の進展
- ・欧米、アジアを中心に水産物需要量の増大
- ・我が国からの水産物輸出の増加

○資源状況の悪化

- ・我が国周辺水域の水産資源の半数以上は低位水準
- ・世界的にも水産資源の半分以上が満限まで、4分の1程度が過剰に漁獲
- ・藻場・干潟の減少や磯焼けの進行等による水産動植物生育環境の悪化

○漁業生産構造の脆弱化

- ・漁業生産量・生産額の減少
- ・漁業就業者の減少、高齢化
- ・漁船の高船齢化
- ・燃油価格の高騰

○水産業・漁村に対する国民の期待の高まり

- ・自然環境や生態系の保全等の水産業・漁村が有する多面的機能に対する国民の期待の高まり

生産動向(食用魚介類)
(H11:461万トン、H17:445万トン)
消費動向(食用魚介類)
(H11:36kg/人年、H17:34kg/人年)
自給率動向(食用魚介類)
(H11:55%、H17:57%)

持続的生産目標
(H29:495万トン)
消費の望ましい姿
(H29:34kg/人年)
自給率目標
(H29:65%)

＜留意事項＞

- ・世界の水産物需給や食料全体における水産物の位置づけを踏まえる必要
- ・生産の増大とともに消費の拡大に取り組むことが必要

構造展望
経営展望

生産・消費両面の取組が必要

政策の課題と関連施策

○低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

- －資源管理・回復計画の着実な推進
- －国際的な資源管理の強化
- －海面・内水面を通じた生育環境の改善と増養殖の推進

○国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある

漁業就業構造の確立

- －漁船漁業構造改革の推進
- －新しい経営安定対策の導入
- －新規就業・新規参入の促進

○水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開

- －流通拠点の整備
- －前浜と消費者をつなぐ多様な流通経路の構築
- －水産物の輸出戦略の積極的な展開
- －食育・魚食普及の推進

○水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及

- －現場のニーズに対応する新技術の開発及び普及
- ・省エネ型の漁船の開発・建造技術
- ・クロマグロの人工種苗生産技術
- ・水産物の鮮度・品質の劣化を防ぐ冷凍・解凍技術
- －バイオマス資源の利活用の促進

○漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮

- －排他的経済水域の資源生産力の向上
- －水産物供給基盤の整備
- －安全で活力のある漁村づくり
- －水産業・漁村の有する多面的機能の発揮

○水産関係団体の再編整備

- －漁業協同組合系統の組織・経営・事業の改革の促進

法律改正

○漁業法・水産資源保護法の改正

- －漁船漁業の構造改革の促進(新技術の企業化の促進、漁業者の経営状況の勘案)
- －漁業取り締まりの強化に向けた罰則強化等

○水産業協同組合法・中小漁業融資保証法の改正

- －漁協事業の部門別経理の徹底、共済契約者の保護に向けた措置の導入
- －漁業信用基金協会の保証基盤の強化のための財務基準に関する措置の導入等

○漁港漁場整備法の改正

- －漁場整備事業の実施主体としての国の追加等

水 産 基 本 計 画

平成 1 9 年 3 月

目 次

<u>まえがき</u>	1
<u>第1 水産に関する施策についての基本的な方針</u>	2
1 水産業・漁村をめぐる情勢の変化	2
(1) 国民の食生活における水産物の重要性と消費流通構造の変化	2
(2) 国際化の進展と水産物の世界的需要の高まり	3
(3) 資源状況の悪化	3
(4) 漁業生産構造の脆弱化	4
(5) 水産業・漁村に対する国民の期待の高まり	4
2 水産政策の改革の必要性	4
<u>第2 水産物の自給率の目標</u>	6
1 水産物の自給率の向上に向けた取組の検証	6
(1) 漁業生産面の検証	7
(2) 水産物消費面の検証	8
2 水産物の自給率目標に関する基本的考え方	9
(1) 自給率目標の意義	9
(2) 自給率目標の設定に当たっての考え方	10
(3) 自給率目標の実現に向けた考え方	11
(4) 自給率目標の示し方	11
3 水産物の自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項	12

（１）漁業生産	12
（２）水産物消費	12
（３）関係者の役割	13
ア 地方公共団体	
イ 漁業者	
ウ 漁業者団体	
エ 食品産業事業者	
オ 消費者・消費者団体	

４ 水産物の自給率の目標	14
（１）持続的生産目標	14
（２）望ましい水産物消費の姿	15
（３）水産物の自給率の目標	15

第３ 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 16

１ 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進	16
（１）水産資源に関する調査及び研究の推進	16
ア 資源評価・予測の精度の向上	
イ 地球環境変動の水産資源への影響の解明	
ウ 資源情報の積極的な提供	
（２）我が国の排他的経済水域等における資源管理	17
ア 漁業管理制度の的確な運用と資源の合理的利用の促進	
イ 資源回復計画の一層の推進と「ポスト資源回復計画」の導入	
ウ 密漁等の違反防止対策の強化と漁業調整の円滑な推進	
（３）公海域を含む国際的な資源管理の推進	18
ア 周辺国・地域との連携・協力の強化と適切な漁業関係の構築	
イ 地域漁業管理機関を活用した資源管理の推進	
ウ 責任ある漁業国としての適正な操業の実践	

(4)	海外漁場の維持・開発と国際協力の推進	19
ア	新漁場開発調査の実施と二国間・多国間協定に基づく操業の確保	
イ	資源管理の取組に重点を置いた海外漁業協力の展開	
(5)	海面・内水面を通じた水産動植物の生育環境の改善と増養殖の推進	19
ア	森・川・海を通じた環境保全の推進	
イ	野生生物による漁業被害防止対策の推進	
ウ	環境・生態系と調和した増殖の推進	
エ	持続的な養殖生産の推進	
2	国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立	21
(1)	我が国水産業の将来展望の確立	21
ア	漁業生産構造の展望	
イ	漁業経営の展望	
(2)	国際競争力のある経営体の育成・確保に向けた施策の集中	22
ア	漁船漁業構造改革対策の推進	
イ	経営安定対策の導入	
ウ	融資・信用保証等の経営支援施策の充実	
(3)	漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化の促進	23
(4)	漁業保険制度の適切な運用	24
(5)	活力ある漁業就業構造の確立	24
ア	新規就業・新規参入の促進	
イ	漁業の技術及び経営管理能力の向上と後継者の育成・確保	
ウ	漁業の労働環境の改善	
エ	水産に関する教育の充実	
オ	女性の参画や高齢者の活動の促進	
(6)	各漁業種類の課題への的確な対応	25
ア	遠洋漁業	
イ	沖合漁業	

ウ	沿岸漁業	
エ	海面養殖業	
オ	内水面漁業・養殖業	
3	水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開	27
(1)	産地の販売力強化と流通の効率化・高度化	28
ア	市場を核とした流通拠点の整備	
イ	前浜と消費者をつなぐ多様な流通経路の構築	
ウ	水産物流通の効率化・高度化	
エ	水産物調整保管の適切な実施	
(2)	水産加工による付加価値の向上	29
(3)	小売部門の強化	30
(4)	水産物の輸入の確保と輸出戦略の積極的な展開	30
ア	水産物の輸入の確保	
イ	水産物の輸出戦略の積極的な展開	
(5)	消費者との信頼のネットワークの構築を通じた水産物消費の拡大と食育の推進	31
ア	水産物の安全及び消費者の信頼の確保	
イ	消費者への情報提供の充実	
ウ	食育の推進	
4	水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及	32
(1)	現場のニーズに対応する新技術の開発及び普及	32
(2)	バイオマス資源の利活用の促進	32
(3)	知的財産の創造・保護・活用	33
5	漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮	33
(1)	力強い産地づくりのための漁港・漁場の一体的な整備	33
ア	我が国周辺水域の資源生産力の向上	

イ	国際競争力強化を図るための水産物供給基盤の整備	
(2)	安全で活力のある漁村づくり	34
ア	防災力の強化	
イ	生活環境の向上	
ウ	地域資源を活かした漁村づくり及び都市と漁村の共生・対流の促進	
(3)	漁業と海洋性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進	35
(4)	水産業・漁村の有する多面的機能の発揮	36
ア	離島漁業の再生を通じた多面的機能の発揮	
イ	漁業者を中心とする環境・生態系保全活動の促進	
6	水産関係団体の再編整備	36
(1)	漁業協同組合系統の組織・経営・事業の改革	36
ア	組織基盤の強化を図るための合併の促進	
イ	経営・事業改革の促進	
(2)	団体間の連携の強化	37
第4	水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	38
1	メリハリの効いた分かりやすい政策体系の構築と透明性の確保	38
2	消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点からの施策の展開	38
3	事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進	38
4	財政措置の効率的かつ重点的な運用	38
5	改革の工程管理・施策の改善と効果的・効率的な施策の推進体制の構築	
		39

まえがき

平成13年6月、21世紀における水産に関する施策の基本的指針として、水産基本法（以下「基本法」という。）が制定された。基本法においては、政府は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展という基本理念の実現に向けて、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとされた。

これを受け、政府は、平成14年3月に初の基本計画を策定し、施策を計画的に推進してきた。その間、我が国をめぐる内外の情勢は大きく変化し、国際的には、中国を始めとする各国の経済成長や国家・地域間の相互依存の一層の進展が見られ、また、国内においては、人口の減少や少子高齢化の進行に伴う社会構造の急激な変化や国際化・情報化による経済活動の変革が生じている。こうした中、水産業・漁村については、全般的に水産資源の状況の悪化が進行しているにもかかわらず、世界的な水産物需要の高まりが見られる一方、我が国漁業における就業者の減少・高齢化により生産構造が脆弱化するなど、かつてない情勢の変化が進み、まさに今、水産政策は早急に解決すべき新たな課題に直面している。

このため、今般、政府は、基本法に示された基本理念の実現に向け、これまでに講じた施策の効果についての評価も踏まえつつ、この計画を新たに策定した。今後、基本計画に基づき、水産政策の全般にわたる改革に取り組み、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとする。その際、水産に関する施策は、日々の食生活を始めとして広く国民生活に関わるものであり、政策改革の必要性和方向性について、漁業者等の関係事業者や地方公共団体のみならず、消費者を含めた国民全体が認識を共有するとともに、それぞれの役割に応じて適切に行動する必要がある。

なお、この計画については、水産に関する各種施策の基本となる計画であるという性格を踏まえ、今後10年程度を見通して定めるものとするが、水産をめぐる情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

第1 水産に関する施策についての基本的な方針

1 水産業・漁村をめぐる情勢の変化

我が国水産業・漁村は、国民の健全な食生活に求められる水産物を供給するとともに、環境・生態系の保全、居住や交流の場の提供等を通じ、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えている。一方、こうした水産業・漁村をめぐる情勢は次のように大きく変化している。

(1) 国民の食生活における水産物の重要性と消費流通構造の変化

水産物は、国民への動物性たんぱく質供給の約4割を占め、栄養バランスの優れた「日本型食生活」の実現を図る上で、極めて重要な食料である。我が国の水産物消費量は世界のトップクラスの水準となっており、国民の健全な食生活のため、安全で良質な水産物の安定供給の確保が不可欠である。

水産物の消費については、家庭での調理時間の減少とともに、外食や中食とも呼ばれる調理済食品の利用が増加し、いわゆる食の外部依存が進む一方、水産物の購入形態も一尾のものから切り身、刺身といった加工度の高いものを中心となっている。また、近年、子どもに敬遠されていることや調理が面倒なこと等を原因として、若い世代を中心に「魚離れ」が急速に進行しており、国民の健全な食生活への悪影響が懸念される事態となっている。

さらに、流通面では、鮮魚についてスーパーマーケットによる販売が7割程度のシェアにまで高まる一方、卸売市場経由率の低下が見られている。スーパーマーケット、とりわけ大型店舗を多数有し一度に大量の商品を計画的に販売する大手量販店は、取扱品目がマグロ、サケといった消費者になじみがあり流通量の多い魚種やロットがまとまった輸入品が中心となる傾向があり、少量多品種を特徴とする国内漁業生産とミスマッチが生じている面がある。

（２）国際化の進展と水産物の世界的需要の高まり

ＷＴＯ（世界貿易機関）交渉やアジア諸国等とのＥＰＡ（経済連携協定）交渉が進められ、貿易の自由化や経済社会の国際化がより一層進展している状況に対応して、我が国水産業の国際競争力の強化が求められている。

世界の水産物需要量は、欧米において健康志向を背景として増大しているほか、アジアでも増大しており、特に中国においては、所得水準の上昇に伴って１人当たり供給量が３０年前の約５倍と著しく増大している。世界人口が発展途上国を中心として大きく増加する見込みであることから、水産物の需要量は今後とも増大するものと見込まれる。

我が国は、エビ、マグロを始めとする多くの水産物を輸入しており、依然として量・金額ともに世界最大の水産物輸入国であるが、最近では、輸入量・金額ともに減少傾向にあり、世界の水産物需要量の増大を背景として、海外市場で他国との購入競争に敗れるいわゆる「買い負け」が起きている。また、我が国による水産物輸出はサケ、ホタテガイやサバを中心に増加を続けており、平成１８年は、対前年比２割増の約２，０４４億円、国内生産額の１割相当となるなど、水産物の輸出拡大に向けた気運が高まっている。

国際化が進展し、水産物の世界的需要が高まる中で、適切な管理を行えば再生産が可能である食料資源として水産物の重要性が高まっている。

（３）資源状況の悪化

我が国は、国土面積の１２倍に相当し世界で第６位の広さを有する排他的経済水域等（排他的経済水域、領海及び内水並びに大陸棚）を有し、また、周辺水域は世界の三大漁場のひとつと言われているが、資源評価を実施している水産資源のうち、関係者の取組により回復の動きが一部資源にあるものの、マイワシ太平洋系群など半数以上の資源が低位水準にある。世界的にも、水産資源の半分以上が満限まで、４分の１程度が過剰に漁獲されていると見られている。

また、藻場・干潟の減少や磯焼けの進行、赤潮の発生、漂流・漂着ゴミ

の増加等により、水産動植物の生育環境が悪化しており、漁業生産への悪影響が懸念される状況となっている。

(4) 漁業生産構造の脆弱化

漁業就業者は、年間の新規就業者数が1,500人程度と低水準にとどまっている中で、若い漁業者を中心に減少しており、高齢化が進行して65歳以上の割合が3割を超える状況となっている。主たる生産資本である漁船についても高船齢化が進行しているが、資源状況の悪化、魚価の低迷に加え、燃油価格の高騰といった経営環境の悪化により代船取得が困難な状況となっている。

また、沿岸漁業、沖合・遠洋漁業ともに経営体数が減少しているにもかかわらず、一経営体当たりの生産額の減少が続いている。こうした状況が続けば、我が国漁業の将来を担う就業者の確保や代船取得が十分には望めず、近い将来において漁業の活力が急速に低下し、国民への水産物の安定供給を担う漁業生産の継続が困難となる深刻な事態が予想される。

(5) 水産業・漁村に対する国民の期待の高まり

水産業・漁村は、安全で良質な水産物を安定的に供給するという機能以外に、自然環境や生態系の保全、国民の生命・財産の保全、居住や交流の場の提供等の多面的機能を有し、豊かで安心できる国民生活の基盤を支え、国民経済の安定に貢献している。国民がゆとりや安らぎ、心の豊かさといった価値観を重視するようになってきている中、このような水産業・漁村が果たす役割についての国民の期待が高まっている。こうした役割は漁業者を中心とした地域の活動によって支えられているが、近年、漁村における過疎化・高齢化に伴って、このような活動に後退が見られ、多面的機能の発揮に支障が生じることが懸念される状況となっている。

2 水産政策の改革の必要性

このような情勢の変化に的確に対応し、次のような考え方に立って水産政策

の改革を早急に進め、国民に対する水産物の安定供給を図るとともに、これを支える力強い水産業と豊かで活力ある漁村を確立する必要がある。

まず、我が国周辺水域や公海の水産資源の多くが低位水準にある状況に対応して、我が国の排他的経済水域等の資源生産力の向上、資源の回復・管理とともに、国際的な資源管理を推進することが必要である。また、世界的な水産物需要の高まりを背景とした他国との購入競争の激化が国内供給へ影響をもたらすことも懸念される中、漁業生産構造の脆弱化に対応し、将来にわたる水産物の安定供給を確保するため、国際競争力のある経営体の育成や活力ある就業構造の確立を通じ資源状況に見合った持続可能な漁業生産構造を実現することが必要である。

これらにより水産物の供給力を向上させることは、水産物のみならず他の食料も含めて輸入の大幅な減少や途絶等の不測の事態が生じた場合に、国民が最低限必要とする食料供給の確保を図ることにつながるものである。他方、世界的な水産物需要の高まりは水産物輸出の好機でもあり、水産物の積極的な輸出促進を図ることが必要である。こうした輸出促進は、水産業の活性化を通じ、水産物の供給力を向上させる観点からも重要である。

また、食の外部化や「魚離れ」の進行など消費流通構造の変化に我が国水産業が的確に対応するとともに、消費者に対して食生活や水産物に関する正確な情報を提供することが求められており、これらを踏まえた加工・流通・消費施策を展開することが必要である。

さらに、水産業・漁村の有する多面的機能の発揮を支える漁村地域の活動に後退が見られる中、国民の高まる期待に応え、漁港・漁場の一体的な整備や漁村の振興を図るとともに、こうした多面的機能を十分に発揮させていくための施策を確立することが必要である。

第2 水産物の自給率の目標

1 水産物の自給率の向上に向けた取組の検証

前基本計画においては、我が国周辺水域では生産できない水産物を除き、国民に供給される水産物の大宗を国内生産で賄うことを目指すことが適当であるとした上で、平成24年度における食用魚介類の自給率を65%、非食用を含む魚介類全体の自給率を66%、また、海藻類の自給率を70%と設定した。自給率は、国内の漁業生産だけではなく、水産物消費の在り方によっても左右されるものであることから、これらの目標は、関係者が取り組むべき漁業生産及び水産物消費における課題が解決された場合に実現可能な水準として設定したものである。

前基本計画の策定後、関係者は、生産面及び消費面の課題解決に向けた取組を行ってきたところであるが、水産物供給の大宗を占める食用魚介類の自給率については、平成12年度から平成14年度までの53%を底に平成17年度には57%まで回復してきている。他方、魚介類全体の自給率は、非食用魚介類の生産量が大きく減少した結果、50%前後で推移し、食用魚介類の自給率とは乖離する結果となっている。また、海藻類については、60%台の前半から後半へと上昇傾向で推移してきている。

(第1表) 水産物の自給率の推移

(単位：%)

	平成 11年度 (注1)	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度 (概算値)	平成 24年度 (注2)
魚介類(食用)	55	53	53	53	57	55	57	65
魚介類(全体)	56	53	48	47	50	49	50	66
海藻類	61	63	62	66	66	65	67	70

(注1) 平成11年度は、前基本計画の基準年である。

(注2) 平成24年度は、前基本計画の目標年である。

このような水産物の自給率の動向について、前基本計画の基準年である平成 11 年度以後の生産・消費の両面における検証を行った結果は以下のとおりである。

(1) 漁業生産面の検証

① 前基本計画においては、漁業者その他の関係者が、水産資源の持続的利用を確保しつつ消費者や実需者のニーズに適合した水産物を供給するように取り組む結果、資源を枯渇させることなく持続的に実現可能な我が国の漁業生産の水準として「持続的生産目標」を掲げた。

② 食用魚介類の生産量については、平成 24 年度に 526 万トンとすることを目標としたが、平成 11 年度の 461 万トンから緩やかな減少傾向で推移した後、ここ数年は 450 万トン前後の水準で推移した。

魚介類全体の生産量については、平成 24 年度に 682 万トンとすることを目標としたが、飼料用向けが多い多獲性魚の生産量の減少に加え、養殖生産における生餌から配合飼料への転換が進んだこともあって非食用魚介類の生産量が大きく減少したことにより、平成 11 年度の 595 万トンから減少傾向で推移した後、ここ数年は、増減はあるものの 500 万トン台前半の水準で推移した。

海藻類の生産量については、平成 24 年度に 67 万トンとすることを目標としたが、平成 11 年度の 68 万トンから減少傾向で推移し、平成 17 年度には 61 万トンとなった。

③ 漁業生産量が増大していない要因としては、我が国周辺水域の水産資源が、藻場・干潟の減少等による漁場環境の悪化も背景として、一部には回復の動きがあるものの全体としては依然低位水準にとどまっていること、漁業就業者の減少・高齢化など生産構造の脆弱化が進んでいること等が挙げられる。

(第2表) 漁業生産量の推移

(単位：万トン)

	平成 11年度 (注1)	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度 (概算値)	平成 24年度 (注2)
魚介類(食用)	461	452	469	455	471	442	445	526
魚介類(全体)	595	574	549	519	549	518	511	682
海藻類	68	65	63	69	59	60	61	67

(注1) 平成11年度は、前基本計画の基準年である。

(注2) 平成24年度は、前基本計画の目標年である。

(2) 水産物消費面の検証

① 前基本計画においては、消費者その他の関係者が水産物に関する消費生活の向上等の課題に積極的に取り組む結果、水産物の栄養特性を理解した上で他の食品との組合せによって食生活における適正な栄養バランスの実現が図られるとともに水産物の廃棄や食べ残しが減少することを見込んで「望ましい水産物消費の姿」を提示した。

② 食用魚介類の消費量については、平成24年度に806万トン（1人1年当たり供給純食料35.1キログラム）となることを見込んだが、平成13年度以降急激な減少が続き、平成13年度の881万トン（1人1年当たり供給純食料40.2キログラム）から平成17年度には782万トン（1人1年当たり供給純食料34.4キログラム）まで減少した。

魚介類全体の消費量については、平成24年度に1,037万トンとなることを見込んだが、食用魚介類に加えて非食用魚介類の消費量が減少したことにより、平成11年度の1,066万トンから平成17年度には1,027万トンまで減少した。

海藻類の消費量については、平成24年度に96万トン（1人1年当たり供給純食料1.3キログラム）となることを見込んだが、減少傾向

で推移した結果、平成11年度の112万トン（1人1年当たり供給純食料1.5キログラム）から平成17年度には92万トン（1人1年当たり供給純食料1.3キログラム）まで減少した。

- ③ 水産物消費量が大きく減少している要因としては、魚介類が子供に敬遠されていることが家庭における食生活に影響を及ぼしていること、食の簡便化志向を始めとする消費者ニーズの変化に国内生産・供給が十分に対応できていないこと等が挙げられる。

（第3表）水産物消費量の推移

（単位：万トン、kg）

	平成 11年度 (注1)	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度 (概算値)	平成 24年度 (注2)
魚介類（食用）	831 (35.8)	853 (37.2)	881 (40.2)	859 (37.6)	820 (35.7)	800 (34.6)	782 (34.4)	806 (35.1)
魚介類（全体）	1,066	1,081	1,139	1,115	1,090	1,052	1,027	1,037
海藻類	112 (1.5)	103 (1.4)	102 (1.4)	105 (1.5)	89 (1.2)	93 (1.3)	92 (1.3)	96 (1.3)

（注1）平成11年度は、前基本計画の基準年である。

（注2）平成24年度は、前基本計画の目標年である。

（注3）上段は1年当たりの国内消費仕向量（万トン）、下段の（ ）内は1人1年当たりの供給純食料（kg）である。

2 水産物の自給率目標に関する基本的考え方

（1）自給率目標の意義

水産物の自給率は、国内の水産物の消費が国内の漁業生産でどの程度賄えているかを示す指標であり、我が国の漁業生産が国民の水産物消費にどの程度対応しているかを評価する上で、端的で分かりやすいものである。

基本法においては、

- ① 国民に対する水産物の安定供給については、世界の水産物の需給及び

貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせて行う必要があること

- ② これを踏まえ、基本計画において、水産物の自給率の目標について、その向上を図ることを旨として定めることについて規定されている。

自給率の水準は、生産と消費の在り方によって変動するものであることから、その向上を図るに当たっては、需要に即した持続的な漁業生産や望ましい水産物消費の実現に向けた、漁業生産・水産物消費の両面にわたる関係者の取組が必要である。このため、水産物の自給率の目標を掲げるとは、漁業生産及び水産物消費に関する国民参加型の指針として重要な意義を有するものである。

（２）自給率目標の設定に当たっての考え方

世界的に水産物需要が高まり、世界最大の水産物の輸入国である我が国への輸入に不安定性が生じつつある中、我が国がもともと資源が豊かな周辺水域を有していることを踏まえれば、我が国周辺水域では生産できないものを除き、国民に供給される水産物の大宗を国内生産で賄うことを目指すことが適当である。こうした考え方を基本とした上で、天然資源を利用するという漁業生産の特徴を踏まえ、やみくもにその増大を追求するのではなく、あくまでも水産資源の持続的な利用を確保しつつ最大限の生産を実現することが必要である。我が国周辺水域の水産資源の多くが低位水準にあり、まずその回復に努めるべき状況にある中で、生産量目標の設定水準によっては、漁業生産の持続可能性を危険にさらすおそれがあることを考慮する必要がある。このほか、漁業種類によっては、生産量の増大により需給バランスが崩れ、魚価が低下し、漁業経営に悪影響を与える可能性があることについても考慮する必要がある。

また、自給率の数値自体は、国内生産が増大せずとも消費の減少によって上昇し得るものであることに留意が必要であり、近年、水産物消費の減

少により、水産物の自給率は下げ止まりの傾向にあるが、生産構造の脆弱化等により国内漁業生産が増大には転じておらず、このような状況が継続すれば、将来にわたる水産物の安定供給の確保に支障が生じることが懸念される。

これらを踏まえ、この基本計画が対象とする期間において、関係者の努力により、水産物消費の減少傾向に歯止めをかけるとともに、国内漁業生産の増大を図ることにより、水産物の自給率の着実な向上を図っていくこととする。

(3) 自給率目標の実現に向けた考え方

この基本計画で定める水産物の自給率の目標は、計画期間内における漁業生産及び水産物消費の指針となるものであることから、実現可能性や、関係者の取組及び施策の推進への影響を考慮して定める必要がある。これを踏まえ、この基本計画においては、消費者ニーズに対応した持続的な国内漁業生産と望ましい水産物消費を実現するという課題が解決された場合に可能となる水準を水産物の自給率の目標として設定することとし、こうした課題の解決に向けて関係者が重点的に取り組むべき事項を明確化することにより、関係者の具体的な行動を呼び起こしていくこととする。

具体的には、3に掲げる「重点的に取り組むべき事項」への取組に万全を期して課題の解決を図ることとし、その場合に実現可能な姿として、4に掲げるとおり、「平成29年度における持続的生産目標」及び「平成29年度における望ましい水産物消費の姿」を示し、それらを踏まえたものとして、水産物の自給率の目標を示すこととする。

また、水産物の自給率の向上に向けて、関係者の取組が着実に行われるよう、施策の推進に当たって工程管理を適切に実施するとともに、施策の評価を行って翌年度以降の施策の改善に反映していくこととする。

(4) 自給率目標の示し方

この基本計画がおおむね10年程度先を見通して定めることを踏まえ、

目標年次を平成29年度とし、水産物の自給率の目標を以下により示すこととする。

- ① 重量ベースの自給率の目標を示す。
- ② 魚介類が主にたんぱく質の供給源となるのに対し、海藻類は主にビタミンやミネラルの供給源となるといった消費面や生産面での違いを踏まえ、魚介類と海藻類に区分して示す。
- ③ 魚介類については、魚介類の食料としての利用の重要性を踏まえ、食用魚介類の自給率の目標を設定するとともに、水産物の安定供給の確保を図っていくに当たっての我が国漁業の供給力を示す指標となるよう、食用、非食用を含めた魚介類全体の自給率の目標を設定する。

3 水産物の自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項

(1) 漁業生産

持続的な漁業生産を実現するため、水産資源の有効利用に向け、種苗放流や休漁・漁獲制限等による水産資源の回復・管理や、藻場・干潟の維持・管理等による漁場環境の改善・整備を図ることが必要である。また、水産物の安定供給の担い手として継続的に漁業活動を担い得る経営体を育成・確保し、それらの経営体が経営感覚を活かしつつ需要に即した生産を行うことが必要である。

(2) 水産物消費

望ましい水産物消費を実現するため、近年の「魚離れ」の進行に対応して、水産物の栄養特性やおいしさ、調理方法等に関する知識の普及や食生活における適正な栄養バランスの実現が図られるよう、消費者に国産水産物に関する正確な情報を提供し、魚食文化を維持・発展させることが必要である。また、食の簡便化志向を始めとする消費者ニーズの変化に的確に対応できるよう、産地の販売力強化と流通の効率化・高度化を図るとともに、調理に手間のかからない商品の開発等の水産加工品の付加価値向上に

取り組むことが必要である。このほか、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進、資源の有効利用等の観点からの廃棄・食べ残しの削減に取り組むことが必要である。

(3) 関係者の役割

水産物の自給率の向上に向け、政府のみならず、地方公共団体、漁業者・漁業者団体、水産加工業者・水産流通業者を始めとする食品産業事業者、消費者・消費者団体が、適切な役割分担の下、以下に掲げるような主体的な取組を行う必要がある。

ア 地方公共団体

地域の条件や特色に応じて、地域の重要な産業である水産業の発展や、水産業が展開される場である漁村の振興を図るとともに、消費者、漁業者、水産加工業者・水産流通業者等の地域の関係者の主体的な取組を促すための施策を推進する。

イ 漁業者

水産資源の有効利用に向け、操業規制を遵守するとともに、種苗放流や休漁・漁獲制限等による水産資源の回復・管理や、藻場・干潟の維持・管理等による漁場環境の改善・整備を図る。また、市場の動向や消費者・実需者のニーズを的確に把握するとともに、これを踏まえた新鮮な水産物の出荷や生産コストの削減を図る。さらに、市場経由での流通に加えて、消費者への直接販売や食品産業との連携等、自らの経営の特色や地域の条件等に応じた経営展開を通じて、需要に応じた水産物の供給に取り組む。

ウ 漁業者団体

水産資源の有効利用に向け、漁業者と一体となって、操業規制の遵守、水産資源の回復・管理や漁場環境の改善・整備を図る。また、産地としての生産・販売戦略を構築し、産地市場の統廃合等を通じて産地の販売力の強化を図るとともに、漁業者の経営や技術の向上への指導等により、

水産物の安定供給の担い手たる経営体の育成・確保に取り組む。

エ 食品産業事業者

漁業との連携を確保しつつ、流通の効率化・高度化を図るとともに、消費者ニーズに即した新製品の開発や販路の拡大に取り組む。また、国産水産物についての正確な情報の提供に努める。

オ 消費者・消費者団体

政府や地方公共団体等が主催する各種の取組への参画や漁業者との交流等を通じて漁業に関する事情や水産物の栄養特性についての理解を深めるとともに、食生活における適正な栄養バランスの実現や、廃棄・食べ残しの減少に取り組む。

4 水産物の自給率の目標

(1) 持続的生産目標

3に掲げる「重点的に取り組むべき事項」への適切な取組により、漁業生産面における課題が解決された場合に可能となる持続的生産目標は、第4表のとおりである。

なお、これらの目標を設定するに当たっては、漁業生産活動に関する国際的な枠組みが、基本的には現在のような状態で継続することを前提としている。

(第4表) 平成29年度における持続的生産目標

(単位：万トン)

	平成 16年度	平成 17年度 (概算値)	平成 29年度
魚介類（食用）	442	445	495
魚介類（全体）	518	511	568
海藻類	60	61	63

(2) 望ましい水産物消費の姿

3に掲げる「重点的に取り組むべき事項」への適切な取組により、水産物消費面における課題が解決されることを前提とする望ましい水産物消費の姿は、第5表のとおりである。

(第5表) 平成29年度における望ましい水産物消費の姿

(単位：万トン、kg)

	平成 16年度	平成 17年度 (概算値)	平成 29年度
魚介類（食用）	800 (35)	782 (34)	764 (34)
魚介類（全体）	1,052	1,027	1,020
海藻類	93 (1.3)	92 (1.3)	90 (1.3)

(注) 上段は1年当たりの国内消費仕向量（万トン）、下段の（ ）内は1人1年当たりの供給純食料（kg）である。

(3) 水産物の自給率の目標

以上のような平成29年度における持続的生産目標及び望ましい水産物消費の姿を踏まえた水産物の自給率目標は、第6表のとおりである。

(第6表) 水産物の自給率の目標

(単位：%)

	平成 16年度	平成 17年度 (概算値)	平成 29年度
魚介類（食用）	55	57	65
魚介類（全体）	49	50	56
海藻類	65	67	70

第3 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

水産業・漁村をめぐる情勢の変化に的確に対応し、第2に示す水産物の自給率の目標の達成に向け、基本法に定める基本的施策の方向に関する規定に沿って、以下に掲げるように、水産に関する施策を総合的かつ計画的に講ずる。

1 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

水産資源は、適切な管理により持続的な利用が可能な資源であり、その適切な保存・管理は、国民に対する水産物の安定供給の確保及び我が国水産業の健全な発展の基盤である。特に、我が国の排他的経済水域の水産資源については、国連海洋法条約により我が国が保存・管理の責務を有し、その合理的利用を推進することが必要となっている。

我が国周辺水域や公海の水産資源の多くが低位水準にある状況に対応して、水産資源の回復・管理を推進するため、次のような施策を講ずる。

(1) 水産資源に関する調査及び研究の推進

水産資源の回復・管理の取組を行う上で、科学的知見に基づく資源状態の把握が必要不可欠であることを踏まえ、次の課題に重点を置いて調査及び研究を推進する。

ア 資源評価・予測の精度の向上

TAC（漁獲可能量）制度・TAE（漁獲努力可能量）制度の対象魚種、主要な資源回復計画の対象魚種や国際的にも資源状況の悪化が懸念されているマグロ類に重点を置いて、資源変動機構の解明を進め、明確な調査期限・調査目標の下で資源評価・予測の精度の向上を図る。

イ 地球環境変動の水産資源への影響の解明

地球温暖化を始めとする地球規模での環境変動が海洋生態系や水産資源に影響を及ぼすメカニズムの解明を進め、海況予測モデルや生態系モデルの開発によって、明確な調査期限・調査目標の下で主要魚種への影響評価・予測を進める。

ウ 資源情報の積極的な提供

水産資源の動向や管理の状況について、生産流通関係者との情報の共有や国民の理解を促進する観点から、我が国周辺水域における水産資源の全体状況を含め、できる限り分かりやすい形で情報提供を行う。

(2) 我が国の排他的経済水域等における資源管理

ア 漁業管理制度の的確な運用と資源の合理的利用の促進

資源水準に見合った漁獲を実現するため、漁業権制度及び漁業許可制度の運用やTAC及びTAEの設定・管理により漁業活動を適切な水準に管理するほか、TAC制度・TAE制度の対象魚種の追加について検討する。

また、漁獲量の個別割当方式に関して、漁獲競争の抑制や計画的な漁獲活動の促進の面で効果が期待される一方、我が国では、多くの魚種を対象として多様な漁業が存在し、漁船・水揚げ港の多さに起因して遵守徹底が難しいといった問題があることを踏まえ、その導入について検討する。

さらに、資源の合理的利用を図るため、経済的価値の低い小型魚の漁獲や混獲を回避するための選択的漁具・漁法の開発・普及を推進する。

イ 資源回復計画の一層の推進と「ポスト資源回復計画」の導入

平成14年に導入された資源回復計画の策定及び同計画に基づく種苗放流、休漁・漁獲制限や漁場環境の保全に関する取組を着実に推進する。その際、資源回復をできる限り経営の改善に結び付ける観点から、需要動向に即した機動的な漁獲等の資源の合理的利用方策を併せて推進するほか、資源回復施策と経営関連施策との関連付けを行う。

また、回復目標を達成した資源に関し、その水準の維持安定及び合理的な利用について、関係者の共通認識の下に計画的に推進する新たな枠組み（「ポスト資源回復計画」）を導入する。

ウ 密漁等の違反防止対策の強化と漁業調整の円滑な推進

違反操業に対する効率的かつ効果的な監視・取締りを行うため、関係

省庁等の連携を強化するとともに、漁業取締船の装備の充実等により監視・取締り能力の向上を図る。特に、全国の沿岸域における漁業関係法令違反の件数が近年増加傾向にあることに対応して、密漁等に対する罰則の引上げ、行政処分の厳格化、都道府県の漁業監督吏員の捜査可能区域の拡大や、違反常習船に対する衛星船位測定送信機の設置義務付け等により、違反防止対策の強化に取り組む。

また、漁業調整の円滑な推進を図るため、資源状況に関する科学的知見を基礎として、広域的なものは国が、地域的なものは都道府県が中心となって、必要に応じて当事者間の話し合いの場の設定の斡旋や話し合いの仲介を行うことにより、沿岸漁業者と沖合漁業者との相互理解や協議を促進する。さらに、当事者間での合意に基づいて実施している自主規制について、可能なものから順次公的規制への転換を進める。

（３）公海域を含む国際的な資源管理の推進

ア 周辺国・地域との連携・協力の強化と適切な漁業関係の構築

我が国周辺水域における水産資源の管理について、資源を共有する周辺国・地域との連携を強化し、適切な漁業関係の構築を図る。特に、日中韓三国の排他的経済水域における資源の保存・管理を図るため、国別の漁獲割当量・総隻数の遵守を徹底するとともに、暫定水域等を含め、資源の適切な管理に向けて連携・協力を強化する。

イ 地域漁業管理機関を活用した資源管理の推進

我が国が世界の漁業生産及び水産物の消費において大きな地位を占めていることを十分に踏まえ、我が国のリーダーシップを発揮しつつ、国際的な水産資源の評価や過剰漁獲能力の削減、IUU（違法、無報告、無規制）漁業の取締りを始めとする取組を強化する。特に、資源状況の悪化が懸念されているマグロ類について地域漁業管理機関の連携を強化する。このほか、鯨類について、商業捕鯨モラトリアムはもはや不要である旨を盛り込んだセントキッツ・ネービス宣言を踏まえ、科学的根拠に基づく持続的な利用の実現に向け、我が国の立場に対する国際的な理

解の拡大に取り組む。

ウ 責任ある漁業国としての適正な操業の実践

漁獲量の個別割当方式の導入や衛星船位測定送信機の設置義務付けの対象となる魚種・漁業種類の拡大について検討を行い、資源管理に必要な規制や取締体制の強化を図ることにより、責任ある漁業国として我が国漁船の国際取決めの遵守に万全を期する。

(4) 海外漁場の維持・開発と国際協力の推進

ア 新漁場開発調査の実施と二国間・多国間協定に基づく操業の確保

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針に即して、公海等の未利用資源の活用も含め、漁獲対象魚種の消費者ニーズを十分に踏まえた新漁場の調査及び企業化を促進するとともに、二国間・多国間協定の延長や締結により、我が国漁船による操業の確保を図る。

また、大陸棚の延長可能性があると見込まれる海域について、新たな水産資源の確保も視野に入れつつ、大陸棚の地形・地質に関する調査を実施する。

イ 資源管理の取組に重点を置いた海外漁業協力の展開

科学的根拠に基づく資源評価や混獲回避に関する技術導入を始め、国際的な資源管理に資する分野に重点を置いて、海外漁業協力を推進する。

(5) 海面・内水面を通じた水産動植物の生育環境の改善と増養殖の推進

ア 森・川・海を通じた環境保全の推進

水産動植物の生育環境の悪化に対応して、汚泥・ヘドロの除去、覆砂による海浜・干潟の保全や、下水道、浄化槽、集落排水施設等の整備を通じ、陸上からの水質への負荷の低減を進めるとともに、地域の実情に応じ、適時適切なダム放流等により、河川水を活用して水産動植物の生育に重要な栄養塩類の補給を図る。また、川上から川下に至る森・川・海を通じた環境保全を推進するため、魚つき保安林の指定とその保全に加えて、広葉樹林化等を取り入れつつ漁場保全の森づく

りを推進するとともに、漁業者やNPO（非営利団体）による植林活動の促進を図る。

さらに、漂流・漂着ゴミの増加により、環境・生態系や漁業活動への悪影響が生じている状況に対応して、一般市民による海浜清掃活動を含めたゴミの回収・処理の促進やリサイクル技術の開発・普及を始めとする関係省庁による対策を進める。

水産動植物の繁殖にとって重要な藻場・干潟の減少を食い止めるため、海域環境に応じた手法による造成・保全を推進するとともに、食害生物の駆除、海藻類の移植、海底耕うんを始めとする維持管理活動を促進する。

イ 野生生物による漁業被害防止対策の推進

大型クラゲ、トド、外来魚、カワウ等の野生生物による漁業被害を防止するため、防除体制の構築等の対策を推進する。

また、鯨類等の大型生物による有用水産資源の捕食の実態及び海洋生態系への影響を把握し、その影響緩和に取り組む。

ウ 環境・生態系と調和した増殖の推進

水産動植物の増殖を推進するため、種苗生産施設を整備するとともに、可能な限り多くの親魚から種苗を生産することにより遺伝的多様性の保全に配慮した増殖手法の開発を進める。

また、種苗放流の対象水域に重点を置いて漁場環境を整備し放流種苗の生育環境を良好に保つとともに、地域の主体的取組と地域間の連携を強化することにより、適地・適時での効率的な種苗放流体制の確立を図る。

さらに、放流効果の科学的な検証を実施し、その結果に基づいて種苗放流手法の見直しを行うとともに、漁業者・遊漁者等の受益者による適切な費用負担の実現を図る。

エ 持続的な養殖生産の推進

漁場環境の悪化を招かない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を

促進し、養殖生産に占める同計画の対象となる海面で生産される割合を一層高めるとともに、炭素や窒素等の物質循環を可能とするための魚類・貝類養殖と藻類養殖を組み合わせた複合養殖技術の確立を図るほか、低環境負荷飼料の開発を推進する。

優良な養殖種苗の安定供給を確保するため、増殖における放流種苗に関する生産技術や施設の有効活用を図るとともに、クロマグロ、ウナギ、カンパチ等の現段階では人工種苗の生産が困難な魚介類について、種苗生産技術や配合飼料の開発を進める。また、価格が高騰している魚粉の含有率が低い飼料の開発によるコストダウンや自動給餌機器の導入による省人化を図る。さらに、世界的な水産物需給のひっ迫が懸念される状況に対応して、より効率的な漁場利用に向けて大規模養殖や波浪の強い海域での養殖に必要な技術の開発や利用を促進する。

養殖対象種の疾病に対して、予防・診断・治療技術の開発や検査機器の整備を進めるとともに、持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止措置を実施するほか、検疫対象疾病の拡大を始めとする輸入防疫対策の強化を行う。

2 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立

国民に対する水産物の安定供給を確保するとともに、地域の経済社会の維持・発展や水産業・漁村の多面的機能の十分な発揮を図るためには、安定的な収益を確保しつつ継続的に漁業活動を担い得る漁業経営を育成し、このような経営を担う人づくりを進めていく必要がある。

このため、我が国漁業の生産構造の脆弱化に対応し、国際競争力のある経営体を育成・確保するとともに、活力ある漁業就業構造を確立する観点から、次のような施策を講ずる。

(1) 我が国水産業の将来展望の確立

ア 漁業生産構造の展望

将来にわたって水産物の安定供給を確保するためには、短期的に収益

が高いだけでなく、将来にわたって収益が安定するとともに、国際的な競争力を備え継続的に漁業活動を担い得るような効率的かつ安定的な漁業経営により漁業生産の大宗が担われ、資源状況に見合った持続可能な生産構造を実現することが必要である。このため、特に、零細な経営規模の経営体が多く、経営体数が急激に減少している沿岸漁業について、望ましい漁業生産構造の展望を提示する。

イ 漁業経営の展望

今後の漁業経営の展開方向についての関係者の共通認識を形成する観点から、地域や漁業種類の実情に応じた効率的かつ安定的な漁業経営の具体像について可能な限り明確にすることが重要であることを踏まえ、主たる漁業種類における経営のモデル例として漁業経営に関する展望を提示する。

(2) 国際競争力のある経営体の育成・確保に向けた施策の集中

生産構造の脆弱化に対応して、我が国漁業の構造改革に早急に取り組み、国際競争力のある経営体を育成・確保することが必要である。このような観点から、我が国漁業の将来を担う経営体に対する支援施策の集中を図りつつ、次のような漁業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずる。併せて、許可期間を通じて水産物を安定的に生産・供給できる経営体を確保し漁業生産力の向上を図る観点から、漁業許可等に際して経営状況を勘案するための制度改正に取り組む。

ア 漁船漁業構造改革対策の推進

漁船の更新が進まず生産体制が脆弱化した漁船漁業について緊急に構造改革を進め、将来にわたって漁船漁業を担う経営体を育成するため、漁船漁業改革推進集中プロジェクトを立ち上げ、収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省人型の代船取得等による経営転換を促進する漁船漁業構造改革対策を平成19年度から実施する。

イ 経営安定対策の導入

水産物の安定供給の担い手となる漁業者が経営改善に積極的に取り組

める環境を整備するため、平成20年度を目途に、収入の変動による漁業経営への影響を緩和する新しい経営安定対策を導入する。この対策の対象は、漁業共済制度に加入し、効率的かつ安定的な漁業経営を実現するために積極的かつ計画的に経営改善に取り組む経営体とし、漁業者が拠出を行う積立方式で対応することを基本として、漁業共済団体の知見や組織を活用した実効性の高い仕組みを構築する。

ウ 融資・信用保証等の経営支援施策の充実

漁業者の経営責任と創意工夫による主体的な経営展開を国が補完的に支援することを基本として、漁業者の経営努力の一層の発揮を促す観点から、融資及び信用保証等の経営支援施策の充実を図る。この一環として、漁業者に対する信用保証を通じ漁業経営を支える役割を果たしている漁業信用基金協会について、健全性基準の設定、早期改善命令の導入等により経営の健全性の確保を図るとともに、事業譲渡による組織・事業の再編・整備を可能とするための制度改正に取り組む。

(3) 漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化の促進

漁船、漁具、燃油等の漁業生産資材費を低減させるため、漁業協同組合系統（以下「漁協系統」という。）、資材メーカーを始めとする関係者による生産・流通の合理化に向けた取組と漁業者による生産現場での効率的な利用に向けた取組を促進する。このため、漁協系統を始めとする関係者による漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化に向けた行動計画の策定及び公表を促す。

特に、漁業経営に影響を与える燃油価格の高騰に対応し、流通の効率化による燃油供給コストの縮減や、燃料効率が高い設備の導入による省エネ型漁業への転換を促進する。また、老朽化が進み代船が緊急の課題となっている漁船について、標準船型の導入等によって漁業収益に応じた船価の実現を図る。

(４) 漁業保険制度の適切な運用

漁業災害による損失の合理的な補てんが行われるよう、漁業共済制度、漁船保険制度等の適切な運用を行う。特に、収穫高保険方式による支払等を通じ漁業経営の安定に貢献している漁業共済制度については、漁業者のニーズによりの確に対応する共済商品の開発等による加入促進や事業の効率性の向上を通じて事業収支の更なる改善を図り、事業経営の健全性を確保する。その際、加入促進を図る観点から、各施策の目的との整合性に十分留意した上で、融資を含む各施策の実施に当たり、漁業共済制度への加入を位置付けることを検討する。

(５) 活力ある漁業就業構造の確立

ア 新規就業・新規参入の促進

漁業就業者の減少・高齢化の進行に対応して、漁業外からも含め新規就業を促進して将来の漁業生産を担う若い意欲的な人材を確保し、定住条件の整備や受入意識の向上により漁村への定着を図る。このため、就業希望者への就業情報の提供、漁業現場での実践研修の実施など就業・定着に至るまでの各段階に応じたサポート体制を整備する。さらに、様々なノウハウを有する異業種事業者による漁場等の地域の経営資源を活用した漁業への新規参入や再チャレンジを促進し、漁業・漁村の活性化を図る。

イ 漁業の技術及び経営管理能力の向上と後継者の育成・確保

担い手たる漁業者の漁業の技術及び経営管理能力の向上や後継者の育成・確保を図るとともに、海技士等の資格取得が円滑に行える体制を整備することにより、漁船漁業の将来を担う船舶職員の養成を進める。

ウ 漁業の労働環境の改善

災害発生が特に多い漁ろう作業中の安全の確保に重点を置き、安全操業の徹底、救命胴衣の着用や漁業無線の活用の促進により海難事故の防止を図る。また、漁船漁業における就業者の確保にも資する観点から、指定漁業に従事する新造船を対象としてILO（国際労働機関）基準に

準拠した設備基準を導入することにより、漁船員の労働居住環境の改善を促進する。

エ 水産に関する教育の充実

次代の水産業を担う幅広い見識と技術を身に付けた人材を育成するため、水産に関する高校・大学等を通じた実践的な専門教育の充実を図るとともに、専門知識を生かした雇用や就業の機会の確保を図る。また、国民の水産に対する理解と関心を深めるため、学校教育や社会教育における水産に関する学習機会や漁業体験の機会の充実を図る。

オ 女性の参画や高齢者の活動の促進

女性が自らの意思によって水産業に参画する機会を確保するための環境整備として、起業や経営、生産活動に関する研修の実施や情報の提供を図るほか、漁業協同組合（以下「漁協」という。）の役員への登用等の具体的な参画目標の設定及びその達成に向けた普及啓発を推進する。

また、地域の水産業における高齢者の役割分担を明確化し、それを踏まえて高齢者の技術と能力を生かした水産関係活動の促進を図る。

（６）各漁業種類の課題への的確な対応

我が国において多種多様な漁業が展開されている中であって、効果的に国際競争力のある経営体の育成・確保を進めるため、我が国漁業の将来を担う経営体に対する支援施策の集中を図りつつ、各漁業種類を取り巻く状況から生じる課題に的確に対応して次のような施策を推進する。

ア 遠洋漁業

漁業生産の維持を図るため、国際漁業管理機関等での資源管理への主体的かつ積極的な協力を行うとともに、公海域を含む海外漁場の維持及び開発を図る一方、外国の排他的経済水域等における操業の確保に努める。

また、漁船の設備・トン数、操業条件や各種検査に関する規制の緩和を図るとともに、船齢の高齢化に対応し、省エネ・省人型の漁船等への円滑な代船を促進する。

さらに、日本人の船舶職員の養成・確保を進めるとともに、生産コストの削減を図る観点からマルシップ漁船を対象として外国人船舶職員の導入の円滑化を図る。

イ 沖合漁業

漁業生産の維持及び増大を図るため、我が国の排他的経済水域等における資源の回復・管理を推進する。

また、漁船の設備・トン数、操業条件や各種検査に関する規制の緩和を図るとともに、船齢の高齢化に対応し、省エネ・省人型の漁船等への円滑な代船を促進する。

漁業就業者の減少・高齢化に対応し、新規就業を促進するとともに、市場を核とした流通拠点の整備や産地と消費地をつなぐ多様な流通経路の構築により、産地の販売力強化を図る。

ウ 沿岸漁業

漁業生産の維持及び増大を図るため、資源の回復・管理を推進する一方、種苗放流の推進等により資源の増殖を図るとともに、藻場・干潟の保全・造成等により漁場環境の改善を図る。

また、漁船の各種検査に関する規制の緩和を図るとともに、省エネ・省人化技術の導入を促進する。

漁業就業者の減少・高齢化に対応し、将来の担い手の確保に向けて新規就業を促進するとともに、市場を核とした流通拠点の整備や産地と消費地をつなぐ多様な流通経路の構築により、産地の販売力強化を図る。

さらに、沿岸漁業者の活動を支える漁協系統組織の再編強化を促進する。

漁業と共存する適正な遊漁活動を実現すること等を通じて、漁業と海洋性レクリエーションとの調和がとれた海面利用を促進する。

エ 海面養殖業

養殖水産物の安全性や品質に対する消費者の関心に応え、適正養殖規範の策定・普及や養殖場の環境改善、水産医薬品の適正使用、防疫体制の整備を通じて、消費者に信頼される養殖生産を促進する。また、消費者との交流やトレーサビリティ・システム(流通経路情報把握システム)

の活用を通じて、生産物の品質等に関する消費者ニーズの的確な把握や消費者への積極的な情報発信を促進する。さらに、このような取組を通じて漁場環境に優しく消費者の信頼に応える養殖業であることを第三者により認証する仕組みの構築について検討する。

また、需要を上回る生産量の拡大が価格の大幅な低下につながっていることや他の漁業と比して計画的な生産が可能であることを踏まえて、養殖水産物の需給の安定を確保するため、生産者が需給情報を的確に把握し、これに基づく安定的な供給を行う環境の整備を図る。

過密養殖が行われている漁場と利用度が低い漁場が混在し漁業権の利用度合にアンバランスが生じている場合があることや沖合域が養殖漁場として未利用であることに対応して、より広域を対象とした漁場の総合的かつ効率的な利用を図るための具体的な方策について検討する。

藻類養殖の生産の大宗を担うノリ養殖業について、輸入枠が段階的に拡大しつつある中、協業化等による生産コストの削減を進めるとともに、優良品種の確保や色落ち対策による高品質化を通じ、国際競争力の強化を図る。

オ 内水面漁業・養殖業

漁場耕うん・浚渫、河川の改修、水田・用水路等の活用による水産動植物の生育環境の改善を図るとともに、広域的な視点に立って、外来魚やカワウによる食害防止に向けた効果的な駆除や、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病等に対する疾病対策を推進する。

また、産卵場、種苗生産施設の整備や種苗放流の実施により、環境・生態系に配慮した資源増殖の取組を推進するとともに、地域の特色を生かした品種改良、飼育方法の改善による品質の向上や漁業と加工・流通業との連携の強化により淡水魚等の水産物の付加価値の向上と利用の促進を図る。

3 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開

消費者に対し、鮮度が良く安全な水産物を安定的に供給するためには、産地

の販売力強化を図るとともに、生産と消費の橋渡しとなる加工流通分野における構造改革を進め、消費者の需要に的確に対応できる水産加工業及び水産流通業の実現を図る必要がある。その際、サプライチェーンの発想の下、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携を強化することが重要である。また、若年層を中心に「魚離れ」が急速に進む中、我が国の魚食文化を維持・発展させ、国民の健全な食生活を実現するため、水産物の栄養特性等に関する情報を分かりやすい形で提供し、消費者との信頼のネットワークを構築することにより、消費者と生産者との「顔の見える関係づくり」を通じた水産物消費の拡大を図る必要がある。

こうした考え方の下、水産物の加工・流通・消費に関して、次のような施策を講ずる。

（１）産地の販売力強化と流通の効率化・高度化

ア 市場を核とした流通拠点の整備

国産水産物の競争力を強化するため、ロットをまとめ、規格を揃えて水産物の安定供給を図る流通拠点を整備する。

このため、電子商取引による機能的な統合を含む産地市場の統廃合や産地市場と消費地市場との垂直統合、買受人の新規参入による市場運営の改善等の産地における取組を促進する。その際、こうした取組の方向性を明確化し、その円滑な実施を促す観点から、水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針の見直しを行う。また、相当程度の取扱量・金額規模の産地市場を有する地域を対象として、エに記す漁業者団体等と最終実需者との直接取引に対する支援及び高度な衛生管理に対応した流通施設の整備を重点的に実施するほか、加工施設や保管施設の整備を促進する。

イ 前浜と消費者をつなぐ多様な流通経路の構築

前浜ごとの様々な水産物の販路を求める産地と鮮度が良く安全な水産物を求める消費者とをつなぐ、産地直送を含む多様な流通経路の構築を図る。その際、魚の旬など前浜の水産物に関する情報の発信を始めとし

て、情報インフラを活用しつつ、積極的な情報交流を促進する。

ウ 水産物流通の効率化・高度化

産地市場の統廃合に加え、電子タグ等の情報通信技術（ＩＴ）を活用して、出荷・物流システムの改善を図り、流通コストの削減や鮮度保持・品質管理を推進する。

エ 水産物調整保管の適切な実施

水産物の需給及び価格の安定に向けて、水産物の調整保管の適切な実施を図る。具体的には、供給量の平準化による価格安定の効果が有効に発揮される魚種を対象として、漁業者団体等に対し、漁期中の水揚集中により価格が一時的に低下した際に水産物を買取り、一定期間保管し、漁期外の価格上昇時に流通業者に販売する事業への支援を行う。さらに、規格や価格が不安定であるといった国産水産物の取引上の課題を克服するため、漁業者団体等に対し、小売業者、水産加工業者等の最終実需者との間で直接取引契約を締結し、最終実需者が求める種類、規格の水産物を買取り、一定価格で安定的に販売する事業への支援を行う。

（２）水産加工による付加価値の向上

水産加工業について、中小・零細規模の事業者が多数を占める状況を踏まえて事業基盤の強化を進めるとともに、食の簡便化志向等を背景とした需要の変化に対応しつつ、調理に手間のかからない商品を始めとする消費者ニーズに即した新製品の開発、惣菜等の近年需要が伸びている分野への販路の開拓、中食産業・外食産業等の他産業との連携を促進し、水産加工品の新たな需要の創出を図る。

また、国際的な原料不足が懸念されている状況に対応して、産地と加工業との連携の強化により国産水産物の利用を促進するほか、国産原料の特色を生かしたチルド形態の加工品等の提供を通じて輸入加工品との差別化を促進する。

このほか、水産加工業等における事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用を図るため、水産加工残滓の効率的な処理システムの確

立、高度なリサイクル技術の開発等を推進する。

(3) 小売部門の強化

正確な知識や情報に基づいた合理的な商品選択を可能とするため、魚の旬、栄養特性、調理方法等に関する情報提供の充実とこれを担う人材の育成を通じ、小売部門における消費者への情報発信機能の強化を促進する。

また、魚介類の名称の店頭表示に関するルールや具体例を示したガイドラインについて、消費者に定着した一般名称や地域の特色を伝える地方名の重要性を勘案した見直しを行う。

(4) 水産物の輸入の確保と輸出戦略の積極的な展開

ア 水産物の輸入の確保

世界的に水産物需要が高まる中、国内生産だけでは国内の需要を満たすことができない水産物について輸入を確保するため、国際的な需給や貿易に関する情報の収集・分析、輸出国との情報交換を図る。

一方、水産資源の適切な保存・管理及び我が国水産業の健全な発展を図る観点から、国際貿易ルールに整合的な形での輸入の制限、関税率の調整等の措置を講ずるほか、密漁された水産物の我が国への不正輸出を防止するために関係国との協力を強化する。特に、便宜置籍漁船等により漁獲されたマグロ類については、国際漁業管理機関における取決めに従い輸入規制等の措置を講ずる。

イ 水産物の輸出戦略の積極的な展開

水産物の輸出に関する取組が水産業の活性化やこれを通じた水産物の供給力の向上を図る観点から重要であることを踏まえ、水産物の輸出戦略を積極的に展開する。特に、海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、我が国の高品質な水産物の販路創出・拡大や輸出ニーズに対応した商品開発を促進するほか、H A C C P（危害分析重要管理点）手法の導入を始めとする衛生管理体制の強化や輸出先国・地域が求める輸出証明書を発行する体制の整備を行う。

また、輸出先国・地域に対し、検疫や通関等に際し輸出の阻害要因となっている事項について必要な改善を要請・折衝し、E P A交渉等の場において輸出拡大が期待される品目の市場アクセスの改善を求めていくとともに、輸出促進にとって重要なブランド力の確保のため、商標等に関する権利侵害防止等のための知的財産の保護を働きかけ、我が国の事業者が積極的に輸出に取り組める環境を整備する。

(5) 消費者との信頼のネットワークの構築を通じた水産物消費の拡大と食育の推進

ア 水産物の安全及び消費者の信頼の確保

消費者に対し安全で信頼できる水産物を供給することを目的として、生産から加工流通に至る各段階における衛生・品質管理の徹底を図るため、漁船・養殖場における取組の強化、水産加工場におけるH A C C P手法の導入、産地市場における施設整備や衛生規範の策定・普及を促進する。また、輸入水産物の安全性に関する情報の収集・提供の取組を充実するとともに、検査の強化等を図る。さらに、国際標準である食品安全マネジメントシステム（I S O 2 2 0 0 0）の普及を促進する。

イ 消費者への情報提供の充実

消費者の鮮度・安全志向の高まりに対応して、トレーサビリティ・システムも活用しつつ、漁法や養殖方法、漁獲日等の情報の提供を促進する。また、小売部門を通じた情報提供の充実と併せ、教育機関や医療機関、研究機関等と連携して、インターネットやマスメディアの活用により、水産物の栄養特性や安全性に関する情報提供の充実を図る。

さらに、水産エコラベル（生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表すラベル）について、国内の消費者への情報提供のみならず輸出促進の観点も踏まえ、我が国の資源管理の特徴や優れた点を十分に反映したシステムの導入や、漁業者の取組を促進する。

D N A分析技術や微量元素分析技術による種や原産地の判別手法の

開発を進め、食品表示の適正化を図る。

ウ 食育の推進

望ましい食生活の実現に向け、学校給食における地場水産物の活用や水産業に関する体験機会の提供を通じて、食育を積極的に推進する。

また、水産資源の有効利用や環境への負荷の低減を図る観点から、廃棄や食べ残しの削減を促進する。

4 水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及

水産研究・技術開発戦略を見直し、国、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学・学術団体、民間企業等による産学官連携の強化を図りつつ、明確な期限・目標の下で、次のような課題に重点を置いて、将来にわたる水産物の安定供給の確保や水産業の健全な発展の基礎となる新技術の開発及び普及を効率的かつ効果的に推進する。

(1) 現場のニーズに対応する新技術の開発及び普及

生産・加工・流通の各現場の実態やニーズに的確に対応し、省エネルギーや省人・省力化により漁業経営の合理化に資する技術（省エネ型の合理的な漁船の開発・建造技術等）、増養殖の高度化に資する技術（クロマグロの人工種苗生産技術等）、水産物の付加価値向上に資する技術（水産物の鮮度・品質の劣化を防ぐ凍結・解凍技術や輸送技術等）等の新技術の開発・普及を推進する。

また、漁業生産力の発展に特に寄与すると認められる試験研究又は新技術の企業化を行う漁業者に対して、指定漁業の許可等の特例を設けるための制度改正に取り組む。

(2) バイオマス資源の利活用の促進

バイオマス・ニッポン総合戦略に基づいて、循環型社会の形成に資するため、機能性食品の開発やプラスチック化、燃料化など海洋バイオマスを効率的に利活用する技術の開発・普及を推進する。

また、二酸化炭素排出量の削減に向け、漁船へのバイオディーゼル等の導入に向けた調査研究を推進する。

(3) 知的財産の創造・保護・活用

我が国水産業の競争力強化と地域の活性化に資するため、水産分野における知的財産の創造・保護・活用を推進することとし、試験研究機関等による先端技術に係る特許権等の取得と民間への技術移転を促進するとともに、DNA品種識別技術の開発を通じて海藻類の新品種に係る育成者権の保護を図る。また、漁業者等に対して知的財産の概念の普及啓発を図るとともに、登録商標制度等を活用した地域ブランドの確立を促進する。

5 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮

水産業の生産性の向上を促進するとともに、水産動植物の増殖及び養殖の推進に資するため、地域の特性に応じて、生産から加工流通の各段階を一貫して水産業の基盤整備を効率的かつ効果的に進める必要がある。また、漁業者を含めた地域住民の生活の場であり、水産業の健全な発展の基盤を支える漁村について、防災力の強化や生活環境の向上を図るほか、ゆとり、安らぎ、心の豊かさの重視といった国民の価値観の変化が見られる中、水産業・漁村の有する多面的機能の十分な発揮を確保する必要がある。こうした考え方の下、次のような施策を講ずる。

(1) 力強い産地づくりのための漁港・漁場の一体的な整備

力強い産地づくりに向け、水産動植物の増養殖から漁獲及び加工流通まで一貫した水産物供給のシステムを構築する観点から、それを支える漁港と漁場の一体的な整備を推進し、次のような施策を講ずる。その際、費用対効果分析手法の改善等の事業評価手法の充実、設計や調達の最適化等を通じた総合的なコスト縮減等により事業の効率的な実施を図る。また、水産業を取り巻く自然環境の保全、美しい景観の形成や、海岸事業との連携等に十分な配慮を行う。

ア 我が国周辺水域の資源生産力の向上

水産資源の保護・回復を図るため、藻場・干潟の造成・保全に加え、資源管理やつくり育てる漁業と連携した漁場環境の整備を推進する。特に、水産資源が広域的に分布・回遊し、我が国の主権的権利の下で戦略的利用を図る必要性の高い沖合域の資源生産力の向上を図るため、国が主体となった漁場整備事業を行うための制度改正に取り組む。

イ 国際競争力強化を図るための水産物供給基盤の整備

我が国水産業の国際競争力を強化するため、3（1）アに記した水産物の流通拠点を中心として、生産コストの削減、鮮度の保持、衛生管理の高度化に資する水産物供給基盤の整備を推進する。

また、将来的に水産物供給基盤の更新に必要な費用の増大が見込まれる中、既存ストックを有効に活用する観点から適時の修理・改修に努め、ライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかる全ての費用）の低減を図りつつ、更新需要に適切に対応する。

（2）安全で活力のある漁村づくり

ア 防災力の強化

地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保するとともに、漁港や市場の機能を維持する観点から、災害に強い漁業地域づくりガイドラインの普及を図り、堤防等の海岸保全施設や避難路・避難地の整備、漁港・市場施設の耐震化を推進する。また、洪水や土砂災害を防止するための治山治水対策を推進する。

イ 生活環境の向上

漁村の生活環境整備が、未だ都市部と比べて立ち後れており、都道府県間の整備格差が拡大している状況を踏まえ、汚水処理施設、情報通信施設等の社会生活基盤の整備を推進する。

さらに、交通安全施設等の整備を推進するほか、漁村における高齢化の進行等を踏まえ、公共施設や歩行空間等のバリアフリー化を促進する。また、地域の生活に密着した交通サービスの維持・充実や良好な自然環

境を有する居住環境の確保、適切な教育環境の整備、多様な伝統文化の保全・継承を推進する。

加えて、医療体制の整備を推進するとともに、医療機関の機能分担と広域的な連携の促進を通じ、適切な医療提供体制の確保を図る。

ウ 地域資源を活かした漁村づくり及び都市と漁村の共生・対流の促進

新鮮な水産物や豊かな自然環境を始めとする魅力的な地域資源を活用した漁村づくりを促進するとともに、体験学習等の都市と漁村の共生・対流の取組の全国的な展開を図り、国民の水産業・漁村への理解と関心を深め、地域の活性化を図る。このような観点から、漁協や漁業者、地方公共団体に加えて地元企業、地域住民等の多様な主体の参画・連携を通じ、地域の主体性と創意工夫に富む取組を促すとともに、各地域にとって参考となる先進事例に関する情報を全国に発信する。また、国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の承継を促進する。

(3) 漁業と海洋性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進

漁業と海洋性レクリエーションとの共存を図るため、紛争の予防・解決の促進を目的として関係者によって構成されている海面利用協議会の役割・位置付けの見直しを行い、海区漁業調整委員会との連携を強化する。

沿岸漁場整備開発法に基づいて漁協等と遊漁関係団体との間で締結される漁場利用協定の活用を含め、関係者の話し合いを通じて、漁業と遊漁の実態を踏まえた資源管理や漁場利用調整のルールづくりを促進する。また、地域において長期に定着しているルールについて、都道府県知事が定める漁業調整規則等の公的規制に順次移行し、その実効性を高めることを促す。

遊漁形態に応じたルール・マナーの普及啓発の充実を図るほか、遊漁者による稚魚放流等の水産資源の保護・増殖や釣り場清掃等の漁場環境の維持・保全に対する取組を促進する。

(4) 水産業・漁村の有する多面的機能の発揮

水産業・漁村の有する多面的機能について幅広く国民の理解・支持を得るために、積極的な普及啓発活動を展開するとともに、次のような取組を進める。

ア 離島漁業の再生を通じた多面的機能の発揮

漁業が基幹産業である離島が漁獲物の輸送等販売面において不利な条件にあり、漁業者の減少・高齢化による生産構造の脆弱化が一際進んでいることに対応して、離島漁業再生支援交付金事業の着実な推進により離島漁業の再生を図り、多面的機能の発揮に資する。

イ 漁業者を中心とする環境・生態系保全活動の促進

藻場・干潟の維持管理等の沿岸域の環境・生態系を守るための取組が、水産動植物の生育環境の改善や水産資源の回復に資するとともに、水質の改善や生物多様性の保全を通じて幅広く国民全体にメリットをもたらすものであることを踏まえ、漁業者を中心としたこうした活動を促進する方策の確立を図る。

6 水産関係団体の再編整備

水産業をめぐる情勢の変化に対応して基本法の基本理念の実現に資することができるよう、水産に関する団体について、その位置付け・役割を不断に見直すとともに、次に掲げる漁協改革の促進を始めとして、効率的な再編整備を進めるための施策を講ずる。

(1) 漁業協同組合系統の組織・経営・事業の改革

漁業者や漁業生産の減少が進む中であって、漁協が漁業者の生産活動を支えるという本来的役割を的確に果たしていけるよう、漁協系統による自主的な取組を基本として、組織、経営、事業に関する基盤強化を図るため、次のような改革を促進する。

ア 組織基盤の強化を図るための合併の促進

組織基盤の強化に加え、経済事業（購買・販売事業）の一層の効率化

を図るため、漁協合併の促進を図ることを目的とする漁業協同組合合併促進法の施行期間が平成20年3月に終了することを踏まえ、国と都道府県とが一体となって漁協合併の加速化を図るとともに、業務執行体制の適正化を促進する。その際、迅速かつ的確な業務執行体制の確保に向けて経営管理委員会制度の活用を促すとともに、漁協の運営や漁業権の管理において漁業者の意思が一層的確に反映されるよう、組合員資格審査の適正化等のための制度改正に取り組む。

イ 経営・事業改革の促進

事業部門別の収益性向上や管理費削減に努め、単年度事業利益の黒字化を達成するため、抜本的な事業改革を促進する。その一環として、事業部門別の損益状況の開示義務化等に係る制度改正に取り組むほか、多額の繰越損失金や固定化債権を有し経営不振に陥っている漁協について、再建計画の早急な策定・実施を促進する。また、信用事業について、一県一信用事業責任体制の強化による安定的な事業運営体制の確立を図るとともに、共済事業について、契約者保護及び事業の健全性確保のための制度改正に取り組むほか、県漁連の経済事業の効率化や連合会の指導監査事業の充実・強化を促進する。さらに、漁協経営に対する青年・女性の参画を促し、漁協系統における役員の定年制・任期制の導入に向けた自主的な取組を促進するとともに、役員を含め、漁協事業の趣旨や目的を正確に理解し、漁協本来の在り方を実現できる人材を育成する。

(2) 団体間の連携の強化

地域の関係者が一体となった取組を促進するため、地域のニーズに応じ、漁協と農業協同組合や森林組合との事業の共同実施等も含め、団体間の連携を促進する方策について検討する。

第4 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 メリハリの効いた分かりやすい政策体系の構築と透明性の確保

施策の展開に当たっては、国際競争力のある経営体を育成・確保するなどの施策の目的を明示した上で、その目的や施策分野の状況に応じて設定する対象者に施策の集中を図る。さらに、施策間の連携を強化し、一体的に推進することによって各分野の政策改革の相乗効果の発揮に努める。これらを通じて、効率的かつ効果的で、国民に分かりやすい政策体系を構築するほか、施策の決定・実行過程の透明性を高める観点から、インターネット等を通じ、国民のニーズに即した情報公開を推進するとともに、施策内容等に関する分かりやすい広報活動の充実を図る。

2 消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点からの施策の展開

水産業・漁村に対する消費者・国民のニーズを的確に捉えた上で、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点から施策を展開する。また、消費者が生産現場を、生産者が消費の実態を十分に把握して、例えば、生産サイドからの消費者に選ばれる商品の提供、消費サイドにおける正確な知識・情報に基づく商品選択や食品廃棄の抑制等の適切な行動が可能となるよう、相互理解を促進する。

3 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進

官と民、国と地方の役割分担の明確化と適切な連携の確保を図りつつ、漁業者等の事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮をより一層促進する。このため、事業者や産地の主体的な取組を重点的に支援するとともに、規制の必要性・合理性について検証し、不断の見直しを行っていく。

4 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、財政措置の効率的かつ重点的な運用に努める。また、類似の事業について重複投資

を行わないよう、関係省庁が連携して計画的に事業を実施する。

5 改革の工程管理・施策の改善と効果的・効率的な施策の推進体制の構築

各分野における改革を着実に具体化し、速やかに実施に移していくとともに、国民に対して改革実行の透明性・予測性を確保する観点から、施策の具体化に向けた手順と実施の時期を明示した工程表を公表し、明確な目標設定の下での工程管理を実施する。

また、施策の工程管理において政策評価を積極的に実施するとともに、施策の実施状況や目標の達成状況に照らし、必要に応じて施策内容の見直しを適切に行い、翌年度以降の施策の改善に反映させていく。

さらに、行政ニーズの変化等に迅速かつ的確に対応し、効果的・効率的に施策を推進するための体制の見直しを行う。